

## (参考) 箕面市民温水プールにおける水泳指導業務委託の予定内容について

### 1. 概要

箕面市民温水プール整備運営事業の参加者グループが、維持管理運営企業の収支見込みを試算する上で必要な情報として、箕面市民温水プールにおける水泳指導業務委託の予定内容を示す。

### 2. 水泳指導業務委託の予定内容

#### ○対象の市立小学校

令和8年度から箕面市民温水プールにおいて水泳指導業務委託を予定している市立小学校は次のとおり。箕面、西、東、萱野東、中、豊川南、萱野北、とどろみ(小)、彩都の丘(小)

#### ○市立小学校の児童・生徒数等について

令和6年度版(2024年度版)市勢年鑑 第7章教育・文化 3.児童・生徒数の状況 その1市立小学校を参考にしてください。

<https://www.city.minoh.lg.jp/toukei/nenkan/r6home.html>

#### ○各小学校からのバス移動時間見込み(分)について

小学校	箕面市民温水プール
箕面	14
萱野	7
北	10
南	15
西	16
東	3
西南	16
萱野東	3(徒歩6)
豊川北	6
中	10
豊川南	4
萱野北	8
とどろみの森学園(小)	17
彩都の丘学園(小)	15

#### ○仕様

後に掲載する「水泳指導業務委託(豊川北小学校・彩都の丘学園(小学校))仕様書」を参考にする事。

#### ○想定する委託料

- ・委託料単価の上限は税込2,119円とする。
- ・委託料単価×6回の授業×生徒人数が委託料となる。
- ・積算した委託料の内訳は様式4-4 収支予算書中の小学生指導業務委託料の積算内訳に記載すること。

## 契 約 書 (案)

1 業 務 名 称	水泳指導業務委託 ( 小学校・ 小学校)
2 履 行 場 所	
3 契 約 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4	契 約 金 額
	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5 契 約 保 証 金	
6 適 用 除 外 条 項	

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **原 田 亮**

受 注 者 所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務(以下「業務」という。)を行わなければならない。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、原則として書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額の8割に相当する金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

3 前項第1号の場合においては、受注者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 契約金額の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の契約金額の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(再委託等の禁止及び誓約書の提出)

第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を

書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

2 受注者が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 受注者は指名停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより指名停止の措置を受けたものを除く）若しくは指名除外の措置を受けている者又は第 23 条第 2 項第 12 号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他当該第三者が遵守すべき事項として発注者が定めた内容を記載した誓約書を、当該第三者のすべての者に提出させなければならない。

(3) 受注者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 受注者は、受任者又は下請負人が、箕面市暴力団排除条例（平成 26 年箕面市条例第 44 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が 500 万円未満の場合は、この限りでない。

4 発注者は、受注者が指名除外措置を受けた者又は第 23 条第 2 項第 12 号に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（法令上の責任等）

第 5 条 受注者は、業務に従事するインストラクター（以下「インストラクター」という。）及び第 8 条第 1 項に規定する業務責任者（以下「インストラクター」という。）の使用人として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

（個人情報の保護）

第 6 条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年箕面市条例第 22 号）その他法令を遵守しなければならない。

（秘密の保持及び資料等転用の禁止等）

第 7 条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

（受注者の業務責任者）

第 8 条 受注者は、必要に応じて、業務の技術上の管理を行う業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

(業務実施計画書の提出)

第9条 受注者は、必要に応じて、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

2 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。

3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。

(監督職員)

第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 前項の監督職員(以下「監督職員」という。)は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する指示

(2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議

(3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合にあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、監督職員を経由して行うものとする。

(権利の帰属)

第11条 この契約により生じる一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく業務完了届を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、業務完了届を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第13条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受領した日から30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。ただし、**箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成24年箕面市条例第1号)第10条の規定に基づき、発注者が請負代金の支払いの期間を延長するよう受注者に求めたときは、受注者は、当該請求に応じるよう努めるものとする。**

3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約金額の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、**政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)**を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。以下

「支払遅延防止法の率により計算した額」という。)による遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(業務責任者に対する措置請求)

第 14 条 発注者は、業務責任者がその業務の実施につき、著しく不適切と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適切と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(地元関係者との協議等)

第 15 条 地元関係者等との協議等が必要な場合においては、この協議等は、受注者が行うものとする。この場合において、必要に応じて、発注者は受注者に指示し、又はこれに協力する。

(事故発生時の報告)

第 16 条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(業務内容の変更等)

第 17 条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上、書面においてこれを定めるものとする。

(調査等)

第 18 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(履行遅滞)

第 19 条 受注者は、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を付した書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

2 受注者は、前項の場合において、その理由が受注者の責めに帰するものであるときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額による遅滞料を発注者に支払わなければならない。

(不履行責任)

第 20 条 受注者は、業務について、契約書に定められたとおりに履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 受注者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく発注者の指示に違反して、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者受注者共同してその損害を賠償するものとする。

3 発注者は、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債

務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、次条又は第23条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰する理由により契約期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 第25条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 第4条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 第4条第1項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第23条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 第4条の規定に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第23条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。解除することができる場合において、発注者に未払となっている契約金額があるときは、受注者の発注者に対する当該契約金額及びこれに係る支払遅延防止法の率により計算した額による遅延利息の請求を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第23条の規定によりこの契約が解除された場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して**支払遅延防止法の率により計算した額**を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない

(賠償額の予定等)

第27条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第23条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第23条の2第5号に該当したとき。
- 2 受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約終了後の処理)

第28条 この契約が契約解除その他の理由により終了したときは、受注者は、発注者が貸与したデータ、その他資料の一切を速やかに発注者へ返却しなければならない。取込済みデータは、抹消しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による返却又は抹消のために支出した経費について、名目の如何を問わず、発注者に対しその補償又は金員を請求することができない。

(相殺)

第29条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第 30 条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(消費税等額の変動)

第 31 条 この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(疑義等の決定)

第 32 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

(電磁的記録による契約書の効力)

第 33 条 この契約を電磁的記録による契約書で締結する場合は、電子署名された日付にかかわらず、本書の内容を記録した電磁的記録に記載された契約締結日以降であって電子署名された日付以前に生じた事実、行為等についても効力を有するものとする。

水泳指導業務委託  
(豊川北小学校・彩都の丘学園(小学校)) 仕様書

1 事業の目的

本事業は、箕面市立小学校の体育科における水泳指導等を業務委託することにより、プール施設、指導業務及び移動手段を確保し、当該校における効果的で安全な水泳指導に資することを目的とする。

2 実施対象学校

①箕面市立豊川北小学校 児童数 448名

②箕面市立彩都の丘学園 児童数 1,036名

※人数については増減あり

※各学年の児童数・クラス数については、【別添】参照

3 事業の実施場所

民間スイミングスクール室内プール

4 指導実施期間

令和6年6月3日～令和6年12月6日

(補講等予備期間：令和7年1月～2月末)

上記、期間において以下の各学校の指定期間内(土日・祝日・夏季長期休暇・冬季長期休暇・運動会及び練習期間除く)に指定指導回数を定めること。

※運動会及び練習期間

①豊川北小学校 10月15日(火)～11月5日(火)

②彩都の丘学園(小学校) 9月30日(月)～10月21日(月)

※期間内における学年の割り振り等は、別途、当該校と協議のうえ決定する。

※補講については、別途、教育委員会・当該校と協議のうえ決定する。

①1学期 1年生・2年生

②2学期 3年生・4年生・5年生・6年生

5 水泳指導回数(1校あたり：基本12回+補講2回)

・体育科における指導

①各学年6回 × 6学年(下記(1)(2)(3)の時間で設定する)

指導時間 (1) 9:00～10:00

(2) 10:00～11:00

(3) 11:00～12:00

②補講2回 (計2回)

- ・移動時間及び着替え・準備体操等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。  
(プール入水指導時間は 50 分)
- ・1 学年単位での水泳指導を基本 (各学年 6 回×6 学年+補講 2 回/校) とし、25 メートルプールにおける 1 レーンあたりの指導児童数は 25 名程度とする。  
ただし、児童への泳力に関する事前アンケートの結果によるクラス設定で 1 レーンを分割して実施する等の場合は、別途、当該校と受注者で協議のうえ設定する。  
※1 学年の児童・クラス数に関しては、【別添】を参照  
※各学校の学年における児童数に応じて、連続した 2 学年 (低 (1-2 年)・中 (3-4 年)・高 (5-6 年)) を同一学年単位として実施する際は、教育委員会、当該校と協議のうえ、設定すること。  
※インストラクターをクラス設置毎に配置すること。
- ・補講指導は、各学年 6 回の水泳指導において欠席者・見学者・目標を達成できなかった児童・希望者を対象とする。日程および対象児童は、受注者は当該校と協議のうえ設定する。

## 6 委託料の支払い回数

1 校あたり：6 回払い (計 12 回：6 回×2 校)

- ・各学年 6 回完了時
- ・ただし、水泳指導完了時の最終学年においては補講指導完了時
- ・委託料における 1 回あたりの支払額は、2 校の契約総額を 12 (6 回×2 校) で除した額とする。端数については、最終回 (12 回目) の支払いの際に調整するものとする。
- ・委託料の支払いは、水泳指導が履行された場合のみに支払うものとする。  
学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合については、当該校と受注者で代替日を調整し、年間で各学年 6 回および補講の水泳指導を実施すること。学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合のキャンセル料等は発生しない。  
上記理由により、予定していた水泳授業の実施が不可となった場合に発生する諸費用は、受注者の負担とする。
- ・水泳指導運営にかかる諸費用 (指導者用・教師用マスク等) が必要な場合は、受注者が負担すること。

## 7 指導内容

指導内容は、小学校については小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に、当該校と受注者で打ち合せの上、決定すること。

## 8 指導方法

- ・受注者はインストラクターをクラス設定毎に配置し、教員と共に水泳指導にあたること。
- ・インストラクターは、教員とのチームティーチングにより、児童一人ひとりの実態に合ったきめ細かで効果的な指導ができる体制を組み、指導にあたること。
- ・安全面に十分配慮し、常時1名以上の監視員を配置すること。

## 9 施設

### (1) 場所

水泳指導の時間は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること。

### (2) プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。

### (3) その他の施設等

#### ①保健施設

体調不良や怪我等の児童生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

#### ②更衣室

男女別の更衣施設があること。

#### ③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレおよびトイレ後の衛生面の確保の為のシャワー施設があること。

#### ④空調施設等

移動におけるバスの気温、更衣室、プール室の気温および水温は、気候・熱中症対策・寒さ対策・児童の健康に留意した安全な水泳指導が実施できる適正温度を保ち、学年に応じて調節が可能であること。

なお、上記の施設は新型コロナウイルス感染症等の拡大防止策を講じること。

## 10 移動手段・移動時間

- ・支援児童を含む全児童及び教職員の移動ができるよう、受注者がバス等を確保し、送迎を行うこと。
- ・バス等での移動が困難な支援児童に対しては、受注者が別途、介護タクシー等（民間介護タクシー、UDタクシー等）を手配すること。
- ・各学校から、民間スイミングスクールまで、全児童・教職員が安全に乗り降りできる場所を確保し、最も安全なルートで送迎すること。
- ・受注者は、バス等降車時は、バス等に児童の置き去りがないよう対策を講じること。
- ・移動時間は、インターネット等の一般的な計測方法でバス等での移動時間が、各学校から民間スイミングスクールまで20分以内とする。

## 1 1 その他

### (1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

### (2) 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

①水泳指導中において、受注者の重過失により事故が発生した場合。

②水泳指導のためのバス等での移動中に事故が発生した場合。

③水泳指導のためのバス内で児童の置き去りが発生した場合。

### (3) 水泳指導の流れ

#### ①指導内容等打ち合わせ

- ・当該校と受注者は、移動および水泳指導に関して、事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。
- ・受注者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、水泳指導の最初と最終結果を評価指標とする。

#### ②実施

実施にあたっては、ティームティーチングにより、安全で効果的な指導を行うこと。なお、学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖等、様々な事由によって水泳授業の実施が不可となった場合については、当該校と受注者で代替日を調整し、年間で各学年6回の実施機会・補講日2回を確保すること。

#### ③報告

- ・当該校と受注者は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたった教員・インストラクター、指導内容、児童生徒の健康の状況等を記録すること。
- ・受注者は、各学年における全ての水泳指導が終了後は、すみやかに事業完了報告書を作成し、教育委員会へ提出すること。なお、2校全ての事業完了報告書が提出された後、教育委員会から完了通知書を受注者へ通知することとする。
- ・受注者は学習指導要領に基づいた評価項目における結果を各学年における全ての水泳指導が終了後、当該校および教育委員会へ提出すること。

#### ④当該校が、自校のホームページに授業の様子等を掲載することを許諾すること。

#### ⑤本市における水泳指導等業務委託の一貫として、教育委員会と協議のうえ、箕面市立全小中学校から受注者の水泳指導実施場所（室内プール）まで、教育委員会が指定する時間におけるスクールバスにて実走した際の所要時間の計測を実施し、教育委員会へ報告書を提出すること。

### (4) 本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。